

# 平成29年定例会

## 障がい者差別解消条例策定調査特別委員会

### 提出資料

- 1 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成27～29年度)概要版  
(健康福祉部)・・・資料1-1  
障がい者の自立と共生社会づくり(健康福祉部)・・・資料1-2  
障がい者差別の解消に向けた取組(健康福祉部)・・・資料1-3  
三重県障害者相談支援センターについて(健康福祉部)・・・資料1-4
- 2 学校における障がい者の人権に係わる問題を解決するための取組  
(教育委員会)・・・資料2-1  
特別支援教育の推進(教育委員会)・・・資料2-2
- 3 障がい者雇用の促進に関する取組の概要(雇用経済部)・・・資料3-1  
ステップアップCottic菜(雇用経済部)・・・資料3-2  
ステップアップ大学(雇用経済部)・・・資料3-3

平成29年6月28日

健康福祉部

教育委員会

雇用経済部

# みえ障がい者 共生社会づくり プラン

概要版



平成27(2015)年3月

三重県



### 計画の基本的事項

- 本プランは、前期プランである「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成24年度～平成26年度）の検証を行うとともに、本県における新たな課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、総合的かつ計画的な障がい者施策を展開するために策定するものです。
- 本プランは、「障害者基本法」に基づく「都道府県障害者計画」および「障害者総合支援法」に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定するものです。
- 本プランは、国の「第3次障害者基本計画」を基本とするとともに、本県における戦略計画である「みえ県民カビジョン」をふまえて策定しています。
- 本プランの計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

### 基本理念

- 障がい者が、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現をめざします。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

### 障がい者施策の基本原則

- さまざまな分野において障がい者施策を展開するにあたり、そのすべての取組の基礎として、共通に位置づけられる原則を定めます。

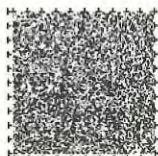
障がい者の自己決定の尊重および  
自己決定のために必要な支援

障がい者本位の途切れのない支援

障がいの状況に応じた支援

社会的障壁の除去

総合的かつ計画的な取組の推進



# 施策体系

基本理念

障がい者施策の  
基本原則

重点的取組

権利の擁護に関する取組  
障がい者雇用に関する取組  
障がい者スポーツに関する取組  
地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組  
途切れのない相談支援に関する取組  
災害時の対応に関する取組

施策体系

共生社会を実感できる地域社会づくり

- 障がいに対する理解の促進
- 社会参加の環境づくり
- 権利の擁護

生きがいを実感できる地域社会づくり

- 特別支援教育の充実
- 就労の促進
- スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

安心を実感できる地域社会づくり

- 地域生活の支援
- 相談支援体制の整備
- 保健・医療体制等の充実
- 防災・防犯対策の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

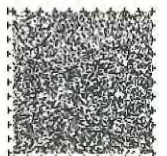
障がい者の自己決定の尊重  
および自己決定のために必要な支援

障がい者本位の途切れのない支援

障がいの状況に応じた支援

社会的障壁の除去

総合的かつ計画的な取組の推進



## 1 権利の擁護に関する取組

### 1 障がい理由とする差別の解消

- ◆障がい理由とする差別を解消するため、県民の関心と理解を深めるための啓発活動を行うとともに、行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組みます。また、障がい者等からの差別に関する相談に的確に応じるとともに、紛争の防止や解決を図るための体制整備に取り組みます。

主な事業

- ▶職員対応要領の策定
- ▶障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ▶事業者が行う合理的配慮への支援 など

### 2 障がい者虐待の防止

- ◆虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、専門家チームの活用や関係機関との連携により、市町への支援や事業所への指導および、専門性の強化に取り組みます。

主な事業

- ▶研修等による障がい者虐待の未然防止
- ▶虐待発生後の、事業所への継続的な確認等適切な対応
- ▶専門家チームの活用による専門性の強化 など

## 2 障がい者雇用に関する取組

### 1 就労に向けた支援

- ◆障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、就労定着などの段階に応じ、個人の適性に応じた支援に取り組みます。

主な事業

- ▶職業訓練、特別支援学校における提案型の職場開拓等による就労に向けた支援 など

### 2 福祉施設から一般就労への移行に向けた支援

- ◆福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労系障害福祉サービス事業所における機運の醸成や障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るとともに、工賃の向上に取り組みます。

主な事業

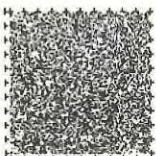
- ▶共同受注窓口や、県における優先調達の拡大等による工賃向上
- ▶障害者就業・生活支援センターを中心とした、関係事業所間のネットワークの強化 など

### 3 雇用の場の拡大

- ◆企業への障がい者雇用に対する理解の促進および、新たな雇用の場の開拓などにより、障がい者の適性に応じた職場や職域の拡大に取り組みます。

主な事業

- ▶ステップアップカフェを活用した障がい者雇用の理解促進、障がい者の一般就労に向けた支援
- ▶社会的事業所の設置促進や、農林水産業における就労等新たな障がい者雇用の場の開拓



## 3 障がい者スポーツに関する取組

### 1 全国障害者スポーツ大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成・強化

◆平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向け、準備委員会の設置や基本方針の策定などの準備を進めるとともに、出場する選手の育成・強化に取り組みます。

主な  
事業

- ▶ 全国障害者スポーツ大会三重大会の開催に向け、会場の選定、準備委員会の設置、基本方針の策定などの準備
- ▶ 障がい者スポーツ指導員や審判員などの養成
- ▶ 国内外の大会で活躍できる選手の育成 など

### 2 障がい者スポーツの裾野の拡大

◆全国障害者スポーツ大会三重大会や東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、障がい者の社会参加などにつながる障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

主な  
事業

- ▶ 東京オリンピック・パラリンピック選手のキャンプ地誘致などによる参加意欲の向上
- ▶ 三重県障がい者スポーツ大会の開催など障がい者スポーツへの参加機会の充実 など

## 4 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組

### 1 地域生活への移行

◆福祉施設入所者や長期入院精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者本人の意欲を喚起する働きかけを行うとともに、外部の支援者との関わりの確保に取り組みます。

主な  
事業

- ▶ サービス等利用計画に基づく支援や自立生活体験室等による福祉施設入所者の地域生活への移行
- ▶ ピアサポーターの活用や入院時における障害福祉サービスの利用等による精神障がい者の地域生活への移行 など

### 2 地域生活の支援

◆地域社会において生活することができるよう、暮らしの場をはじめとする地域生活支援体制の強化を図るとともに、障がいの状態に応じた支援体制の構築に取り組みます。

主な  
事業

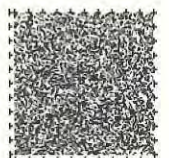
- ▶ 障害福祉サービスの基盤整備の促進等による地域生活支援体制の強化
- ▶ 強度行動障害支援者養成研修の実施等による発達障がい・行動障がいのある障がい者への支援体制の強化
- ▶ 医療、介護、保育、教育等支援機関の連携強化等による医療的ケアが必要な障がい児・者への支援体制の強化 など

### 3 地域生活への移行を支える相談支援等関係機関の機能強化

◆サービス等利用計画の質の向上および（自立支援）協議会の活性化など、障がい者の地域生活への移行および障がいの状態に応じた支援に関わる関係機関の機能強化を図ることにより、総合的な地域生活の支援に取り組みます。

主な  
事業

- ▶ サービス等利用計画の質の向上や（自立支援）協議会の活性化等による関係機関の機能強化 など



## 5 途切れのない相談支援に関する取組

### 1 相談支援体制の整備

◆障がい者のニーズに適切に対応できるよう、市町が実施する相談支援から、県が実施する広域的、専門的な相談支援まで、重層的な相談支援体制の強化に取り組むとともに、人材育成および相談支援の質の向上に取り組みます。

主な  
事業

- ▶ 基幹相談支援センターや、市町の発達総合支援室の設置促進等による市町の相談支援体制への支援
- ▶ 専門的な相談支援事業における、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化
- ▶ パーソナルカルテ等を活用した情報の円滑な引継ぎができる体制整備の支援
- ▶ 三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンに基づく人材育成 など

### 2 途切れのない支援

◆障がい児とその家族に、乳幼児期から学齢期、成年期までのライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供するため、保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化に取り組みます。

主な  
事業

- ▶ 地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関との連携強化
- ▶ 発達障がい者地域支援マネージャーの配置による、適切な支援につなげる体制整備
- ▶ 関係機関の連携による、障害児入所施設利用者への、退所後の地域生活を見据えた支援
- ▶ 三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備 など

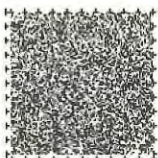
## 6 災害時の対応に関する取組

### 災害時における確実な支援に向けた災害の予防・減災対策

◆災害時に特別な支援が必要な障がい者の命を救い、救った命をつなぎとめるよう、避難行動要支援者名簿の作成促進や福祉避難所の確保など確実な支援に取り組めます。

主な  
事業

- ▶ 市町における「避難行動要支援者名簿」「個別計画」の作成促進
- ▶ 福祉避難所の確保
- ▶ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の設置
- ▶ 三重県聴覚障害者支援センターと市町との協定締結の促進
- ▶ 医療的ケアが必要な障がい者への災害時の対応に関する検討 など



## 1 共生社会を実感できる地域社会づくり

- 障がいによる不利益が個人や家族の責任ではなく、障がいの有無にかかわらず共に生きていく社会が自然であることが理解されるとともに、障がい者の自己決定が保証され、また、障がい者のエンパワメントにより、障がい者が持つ本来の力を発揮することが可能な環境が整備されている「共生社会を実感できる地域社会づくり」をめざします。
- さまざまな障がいに対する理解の促進に取り組むとともに、障がい者差別の解消、障がい者虐待の防止、権利擁護体制の充実、社会参加に向けたアクセシビリティの向上など、障がい者の権利が保障され、合理的配慮の行き届いたまちづくりを展開します。

## 施策の展開

## 1 障がいに対する理解の促進

- (1) 啓発・広報の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の促進

## 2 社会参加の環境づくり

- (1) 障がいの状態に応じた活動支援
- (2) ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくり
- (3) 情報・コミュニケーションの支援
- (4) 選挙等における配慮

## 3 権利の擁護

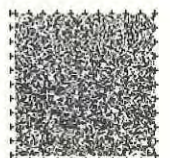
- (1) 障がいを理由とする差別の解消
- (2) 虐待防止に対する取組の強化
- (3) 権利擁護のための体制の充実

## めざす姿

◆ 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の理念および、障がい者や障がいに関する理解が進んでいます。

◆ 障がい者の社会参加の促進に向け、その障壁が取り除かれることにより、障がい者が施設およびサービスを容易に利用できる環境が整備されています。

◆ 障がいを理由とする差別の解消、障がい者の虐待の防止を図るとともに、障がい者の権利を守るための支援体制が整備されることにより、障がい者の権利擁護が図られています。





## 2 生きがいを実感できる地域社会づくり

- 自らの能力を生かしながら、自分の人生をデザインし、いきいきと生活できる「生きがいを実感できる地域社会づくり」をめざします。
- 障がい者の生きがい、自立、社会参加において大きな役割を担う就労について支援の充実に取り組むとともに、スポーツや文化・芸術活動など、多様な社会参加の場の拡充を進めます。また、こうした活動をはじめ、社会生活の基礎づくりを担う教育の充実を推進します。

### 施策の展開

#### 1 特別支援教育の充実

- (1) 指導内容・相談支援体制の充実
- (2) 専門性の向上
- (3) 特別支援教育充実のための教育環境整備

#### 2 就労の促進

- (1) 障がい者雇用の促進
- (2) 福祉的就労への支援
- (3) 多様な就労機会の確保

#### 3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

- (1) 障がい者スポーツの環境整備
- (2) 文化活動への参加機会の充実
- (3) バリアフリー観光の推進

### めざす姿

- ◆障がいのある子どもたちの教育的ニーズにそった早期からの一貫した指導と支援が充実され、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けた力を育んでいます。
- ◆障がい者が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生計を立てることができるよう、障がい者に対して開放され、利用しやすい就労の場が確保されています。
- ◆障がい者が、障がいに応じたスポーツの活動に参加する機会および、自己の芸術的な能力の活用を図る機会が拡充されるとともに、文化的なサービスが提供される場所および観光地を利用する機会が確保されています。



### 3 安心を実感できる地域社会づくり

- 障がい者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、また、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるために、必要な支援が提供される「安心を実感できる地域社会づくり」をめざします。
- 地域で安心して暮らすことができるように、生活に必要なサービスの充実や暮らしの場の確保、相談支援体制の整備、保健・医療体制の充実等を通じて、障がい者が自ら望む暮らし方の選択ができるように取組を進めます。また、障がい者を災害や犯罪等から守るため、防災や防犯の取組を推進します。

#### 施策の展開

##### 1 地域生活の支援

- (1) 地域生活への移行
- (2) 地域生活の支援
- (3) 福祉人材の育成・確保
- (4) 福祉用具の活用の推進
- (5) 経済的な支援

##### 2 相談支援体制の整備

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 相談支援の質の向上
- (3) 相談支援従事者等の人材育成

##### 3 保健・医療体制等の充実

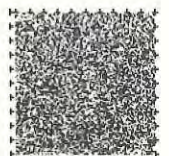
- (1) 障がいの早期発見と対応
- (2) 医療・リハビリテーションの充実
- (3) 発達支援・療育の充実

##### 4 防災・防犯対策の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進

#### めざす姿

- ◆障害福祉サービス等により、地域社会における生活が支えられ、障がい者の居住地の選択および、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。
- ◆障害福祉サービスをはじめとするサービスの適切な利用を支えるとともに、障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制を整備することにより、障がい者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営んでいます。
- ◆障がい者が身近な地域において、年齢や障がいの状態に応じた保健サービス、医療およびリハビリテーションが提供されるとともに、早期の段階から適切な療育が行われています。
- ◆障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害時における支援体制が強化されるとともに、犯罪に強い社会が形成されています。



## 地域生活移行・就労支援等に関する目標

## 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

## 目 標

平成25年度末時点の施設入所者数1,687人から、  
平成29年度末までに地域生活へ移行する人数を**184人（移行率10.9%）**とします。

平成25年度末時点の施設入所者数1,687人から、  
平成29年度末までの施設入所者数の減少数を**72人（減少率4.3%）**とします。

## 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

## 目 標

平成24年度における入院後3か月時点の退院率61%から、  
平成29年度における入院後3か月時点の退院率を**64%**とします。

平成24年度における入院後1年時点の退院率88%から、  
平成29年度における入院後1年時点の退院率を**91%**とします。

平成24年度における精神科病院の長期在院者数（入院期間1年以上である者の数）2,959人から、  
平成29年度における長期在院者数を**2,426人（減少率18%）**とします。

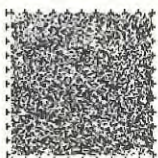
## 3 地域生活支援拠点等の整備

## 目 標

平成29年度末までの地域生活支援拠点等の整備数を**15か所**とします。

※伊勢志摩障害保健福祉圏域は障害保健福祉圏域内7市町で各1か所（計7か所）の整備、その他の障害保健福祉圏域（8圏域）は各圏域で1か所（計8か所）の整備

★「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の地域生活の安心感の確保や自立生活の支援のため、地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保および地域の体制づくりなどの機能を集約した拠点、または、地域における複数の機関が分担してこれらの機能を担う体制（面的な体制）のことです。市町村または圏域に1か所以上の整備が目標とされています。



## 4 福祉施設から一般就労への移行

### 目 標

平成24年度における一般就労移行者数（福祉施設を退所し、一般就労した人の数）92人から、平成29年度における一般就労移行者数を**191人（2倍）**とします。

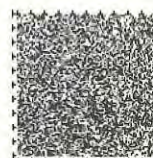
平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数148人から、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を**313人（111%増）**とします。

平成29年度における就労移行支援事業所数32か所のうち、就労移行率<sup>\*</sup>が3割以上の事業所数を**21か所（65.6%）**とします。

※平成29年4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、平成29年度中に一般就労へ移行した者の割合

### 活動指標

項 目	数 値	備 考
就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	191人	平成29年度における、就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数
公共職業安定所における、チーム支援による福祉施設利用者の支援件数	100件	平成29年度における、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所のチーム支援を受ける件数
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	20人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障がい者委託訓練の受講者
障がい者トライアル雇用事業の開始者数	40人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障がい者トライアル雇用事業の開始者数
職場適応援助者による支援の対象者	60人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援対象者数
障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者	72人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数

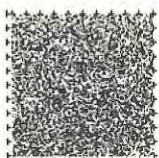


# 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な活動指標

種 類	実 績※1	活動指標※2 (サービス見込量)			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 45,391 時間 2,118 人	50,054 時間 2,278 人	53,887 時間 2,424 人	59,694 時間 2,586 人	
日中活動系サービス	生活介護	77,829 人日分 3,844 人	80,557 人日分 4,109 人	82,756 人日分 4,221 人	85,003 人日分 4,328 人
	自立訓練 (機能訓練)	515 人日分 29 人	959 人日分 48 人	999 人日分 50 人	1,105 人日分 55 人
	自立訓練 (生活訓練)	3,296 人日分 163 人	4,060 人日分 201 人	4,315 人日分 213 人	4,475 人日分 222 人
	就労移行支援	2,963 人日分 164 人	4,084 人日分 216 人	4,922 人日分 260 人	5,966 人日分 313 人
	就労継続支援 (A型)	20,607 人日分 1,036 人	22,060 人日分 1,120 人	23,353 人日分 1,182 人	24,632 人日分 1,243 人
	就労継続支援 (B型)	53,243 人日分 2,878 人	55,361 人日分 3,005 人	58,416 人日分 3,167 人	61,166 人日分 3,321 人
	療養介護	196 人	206 人	208 人	209 人
	短期入所 (福祉型)	4,082 人日分	4,135 人日分 679 人	4,510 人日分 727 人	4,983 人日分 787 人
	短期入所 (医療型)	701 人	297 人日分 63 人	325 人日分 66 人	376 人日分 71 人
居住系サービス	共同生活援助	1,218 人	1,297 人	1,397 人	1,535 人
	施設入所支援	1,680 人	1,684 人	1,658 人	1,618 人
相談支援	計画相談支援	1,021 人	2,033 人	2,267 人	2,441 人
	地域移行支援	8 人	55 人	69 人	77 人
	地域定着支援	11 人	55 人	63 人	69 人
障がい児支援のためのサービス	児童発達支援	3,910 人日分 734 人	4,927 人日分 825 人	5,311 人日分 880 人	5,733 人日分 941 人
	放課後等デイサービス	9,382 人日分 1,090 人	10,374 人日分 1,329 人	12,122 人日分 1,502 人	13,680 人日分 1,670 人
	保育所等訪問支援	32 人日分 19 人	63 人日分 32 人	69 人日分 35 人	96 人日分 40 人
	医療型児童発達支援		24 人日分 3 人	44 人日分 5 人	84 人日分 8 人
	福祉型障害児入所支援	123 人	123 人	123 人	123 人
	医療型障害児入所支援	87 人	78 人	78 人	78 人
	障害児相談支援	220 人	429 人	495 人	542 人

※1 実績は平成26年10月分

※2 活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの



みえ障がい者  
共生社会づくりプラン

概要版

平成27年3月

三重県健康福祉部障がい福祉課  
〒514-8570 津市広明町13番地 Tel : 059-224-2274  
Fax : 059-228-2085 E-mail : shoho@pref.mie.jp

## 地域生活支援

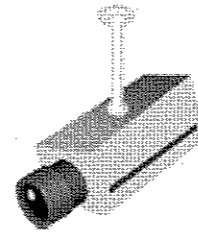
### ① (一部新) 障がい者の地域移行受け皿整備事業 予算額 173,735千円

#### 《障害者支援施設等の安全対策強化》

神奈川県相模原市の事件をふまえ、障害者支援施設等の安全対策強化のための支援に取り組みます。

#### 《その他の取組》

障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備促進に取り組みほか、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置するなど、過剰児の地域移行を進めます。



### ② 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業

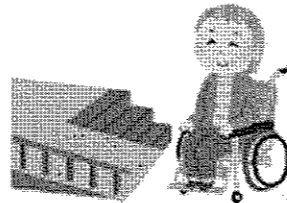
予算額 10,856千円

医療的ケアが必要な障がい児(者)とその家族が地域で安心して生活できるよう、受入れのモデルとなる拠点を設置し、スーパーバイザーや看護師の配置を支援するなど、地域における支援体制を構築します。

### ③ 地域公共交通バリア解消促進事業 予算額 61,380千円

#### 《公共交通機関のバリアフリー化》

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化(段差解消、内方線整備等)に対する支援を行います。



## 相談支援

### ④ 障がい者相談支援体制強化事業 予算額 164,959千円

各障害保健福祉圏域において、就業・生活相談と障がい児の療育相談を実施するとともに、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等専門性の高い相談事業を行います。

### ⑤ 人材育成支援事業 予算額 11,106千円

障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、相談支援従事者研修、サービス管理者研修、強度行動障がい支援者養成研修などの各種研修を実施するとともに、三重県障害者自立支援協議会の人材育成部会において、研修項目の体系化や評価方法を検討します。

### ⑥ (一部新) 精神障がい者保健福祉相談指導事業 予算額 28,081千円

#### 《措置入院退院後の地域定着支援》

地域移行コーディネーターの配置やアウトリーチ事業を実施するとともに、新たに措置入院患者等地域定着支援員を配置して、精神障がい者の措置入院退院後の地域定着支援や支援体制づくりを進めます。

#### 《アルコール健康障害対策の推進》

「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール依存症治療が必要な方の早期発見、早期介入や啓発、人材育成の取組を進めます。

## 就労支援

### ⑦ 障がい者就労支援事業 予算額 32,398千円

経営コンサルタント等を活用した福祉事業所の経営改善等への支援を進めるとともに、共同受注窓口において、福祉事業所に対する受注の仲介、販路開拓等を行い、一層の受注拡大を進めます。また、社会的事業所の安定的な運営に向けた支援や、一般就労における就労の定着のために必要な支援を実施します。

## 権利擁護

### ⑧ (一部新) 障がい者権利擁護推進事業 予算額 9,574千円

#### 《障がいを理由とする差別解消に向けた取組》

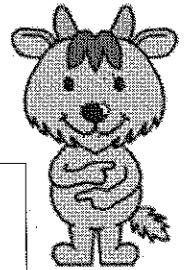
障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発活動を進めるほか、三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かして、差別解消に向けた取組を推進します。

#### 《手話施策の推進》

「三重県手話言語条例」の施行を受けて、「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

#### 《その他の取組》

研修の実施や専門家チームの活用により、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。



「できるカモン」  
 三重県聴覚障害者協会  
 マスコットキャラクター

## 社会参加

### ⑨ (一部新) 障がい者スポーツ推進事業 予算額 64,757千円

#### 《全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)に向けた準備》

選手の練習環境の整備、選手の遠征の支援、団体競技予選会の誘致や障がい者スポーツ指導員の養成等に取り組みます。

#### 【スポーツ推進局移管分】

予算額 16,619千円(外数)

開催基本計画の策定、会場の選定、審判員や情報支援ボランティア等の関係者の養成等

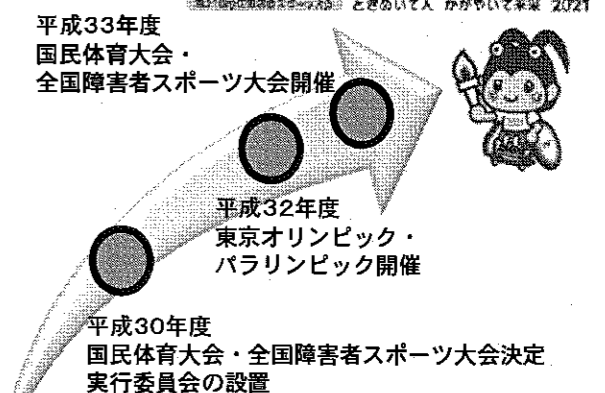
#### 《国内外の大会で活躍できる選手の育成等》

国内外の大会で活躍できる選手を育成するため、選手への練習プログラムの提供等を行うとともに、東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致に向けて、県内施設での競技団体の合宿や世界大会等の大規模大会の誘致を図ります。

### ⑩ 障がい者の持つ県民力を発揮する事業 予算額 4,252千円

障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の活動に参加します。

## 三重とこわか大会



## 障がい者差別の解消に向けた取組

三重県健康福祉部障がい福祉課

### 平成 27 年度の取組

#### 1 職員対応要領の策定

障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 28 日付けで、県職員を対象とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を策定。

#### 2 職員研修の実施

障害者差別解消法の施行に備え、平成 28 年 1 月から 2 月にかけて、県職員全体に対する説明会（所属長に対して 6 回、一般職員に対して 18 回）を実施。

#### 3 広報啓発活動の実施

- ① 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催（主催：内閣府・三重県）（平成 27 年 12 月）
- ② 「県政だより」（平成 28 年 1 月号）への特集記事の掲載
- ③ 三重テレビ「県政チャンネル」における啓発番組の放送（平成 28 年 1 月）
- ④ 伊勢新聞への啓発広告の掲載（平成 28 年 3 月）
- ⑤ 街頭啓発（津駅前と近鉄四日市駅前の 2 か所）の実施（平成 28 年 3 月）
- ⑥ 県内の障がい福祉サービス事業所連絡協議会や民生委員児童委員協議会、社会福祉法人等からの要請による会議や研修会の場における説明

### 平成 28 年度の取組

#### 1 相談窓口の設置

平成 28 年 4 月 1 日に、健康福祉部障がい福祉課に相談窓口を設置。

#### 2 職員研修の実施

新規採用者研修や新任所属長研修において、障害者差別解消法の概要や職員対応要領について説明。

#### 3 広報啓発活動の実施

- ① 障害福祉サービス事業者等集団指導時における説明（平成 28 年 7 月に 4 会場で説明）
- ② 県や医師会が主催する社会保険集団指導時における医療機関に対する説明（平成 28 年 7 月から平成 29 年 2 月までの間に 9 会場で説明）
- ③ 三重県障がい者差別解消セミナーの開催（健康福祉部と三重県障がい者差別解消支援協議会との共催）（平成 28 年 9 月に県庁講堂にて開催）
- ④ 出前トーク等を活用した障がい者団体等に対する説明（随時）

- ⑤ 市町からの要請による市町職員に対する説明（随時）
- ⑥ 街頭啓発（駅前や商業施設）の実施（平成 29 年 3 月）
  - ・津新町駅、近鉄四日市駅、宇治山田駅
  - ・イオンモール鈴鹿
- ⑦ 「みみの日記念第 3 回手話フェスティバル」会場にてブース展示の実施（平成 29 年 3 月）

#### 4 障害者差別解消地域支援協議会の設置及び開催

障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 8 月に「三重県障がい者差別解消支援協議会」を設置し、第 1 回協議会を開催。また、平成 29 年 1 月に第 2 回協議会を開催。

#### 5 市町での体制整備の促進

障害者差別解消法の運用に関する情報共有を図るとともに、職員対応要領の策定や相談窓口の開設、障害者差別解消地域支援協議会の設置などについて働きかけを実施（平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月にかけて県内全市町への訪問を実施、また、市町担当者会議（平成 29 年 3 月）で説明）。

### 平成 29 年度の取組予定

#### 1 相談窓口の拡充

平成 29 年 4 月 1 日に、三重県障害者相談支援センターにも相談窓口を設置。

#### 2 職員研修の実施

新規採用者研修において、障害者差別解消法の概要や職員対応要領について説明。

#### 3 広報啓発活動の実施

- ① 「県民の日」記念事業（平成 29 年 4 月）、消費者月間記念講演会（平成 29 年 5 月）等の会場における障害者差別解消法の啓発パンフレットの配布
- ② 介護保険サービス事業者等集団指導時における説明（平成 29 年 6 月に 3 会場で説明）
- ③ 出前トーク等を活用した障がい者団体等に対する説明（随時）
- ④ 市町からの要請による市町職員に対する説明（随時）
- ⑤ 障がい者差別の解消を図るためのフォーラム等の開催（予定）

#### 4 障害者差別解消地域支援協議会の開催

平成 29 年 7 月に、第 1 回協議会を開催（予定）。内閣府作成の「合理的配慮事例集」を配布し、各団体関係者への周知を依頼（予定）。

#### 5 市町での体制整備の促進

障害者差別解消法施行から 1 年が経過し、全ての市町で相談窓口が設置されたが、職員対応要領の策定や障害者差別解消地域支援協議会の設置については未実施の市町があり、さらなる働きかけを実施（予定）。



## 県及び県教委の窓口への相談の状況（平成 28 年 4 月から 9 月まで）

※三重県健康福祉部と三重県教育委員会事務局人権教育課にあった相談の状況

### 1 相談件数

相談窓口	障がい福祉課	人権教育課
件数(件)	9	1

※ 障がい福祉課 9 件の中に、人権教育課 1 件が重複しています。

### 2 相談種別

相談種別	件数(件)
不当な差別的取扱い	
合理的配慮の不提供	2
雇用	2
虐待	
苦情	5
その他	
合計	9

### 3 相談の概要

#### 【事例1】

##### (1) 相談種別

合理的配慮の不提供

##### (2) 障がい種別

聴覚障がい

##### (3) 連絡機関

三重県教育委員会人権教育課

##### (4) 相談内容

中学生の子どもを持つ保護者からの相談。4月から、聴覚に障がいのある中学生の子どもに対するノートテイクの支援（教師が一人付き添い要約筆記方式で授業を受ける形式）時間が前年度に比べ削減されたが、変更となった理由がわからない。市町教育委員会の対応は不十分である。

##### (5) 障がい福祉課の対応

三重県教育委員会人権教育課に相談内容を伝達し対応を依頼したところ、人権教育課や特別支援教育課にも相談者から直接相談が行われていた。

##### (6) 処理結果

人権教育課と特別支援教育課で情報共有し、人権教育課から当該市町教育委員会に連絡。保護者の考えを伝え、学校及び市町教育委員会から、保護者に説明を行うように伝えた。

学校と保護者が話し合いを行った結果、保護者が誤解していたところは理解を得た。また、学校としてノートテイクの支援時間数を増やした。

#### 【事例2】

##### (1) 相談種別

合理的配慮の不提供

##### (2) 障がい種別

聴覚障がい

(3) 連絡機関

三重県警察本部

(4) 相談内容

運転免許更新時講習には、要約筆記者の手配をしてもらいたい。

(5) 障がい福祉課の対応

三重県警察本部に対して相談内容について伝達し対応を依頼。

(6) 処理結果

要約筆記者の手配は、自治体において行った。

運転免許センターでは、要約筆記者が同行することについての容認、講習を受ける際の座席の位置の配慮、カウンターでの耳マークの設置、講習ビデオへの字幕表示などが行われており、聴覚障がい者に対する配慮が進んでいることを、相談者が講習時に確認した。

なお、同センターでは、聴覚障がい者を含む各種障がい者の受入れ態勢の更なる充実を図ることとした。

【事例3】

(1) 相談種別

雇用

(2) 障がい種別

発達障がい

(3) 連絡機関

三重労働局

(4) 相談内容

会社を休職していたが、発達障がいの診断結果が出たため会社に伝達したところ、転籍・出向を求められた。

(5) 障がい福祉課の対応

三重労働局に対して相談者や相談内容について伝達し対応を依頼。三重労働局からハローワークで相談に対応するという回答を得たことから、相談者にハローワークで相談するよう伝達。

(6) 処理結果

ハローワークにて相談。ハローワークが対応する雇用の分野における障がい者差別の禁止、合理的配慮の提供義務及び再就職支援策等について説明。本人より事情を確認したところ、現時点において企業への確認、指導は望んではおらず、自分に適した就職先を見つけることを優先したいとの意向であったため、今後本人の意向に沿った支援を講じていくこととした。

【事例4】

(1) 相談種別

苦情

(2) 障がい種別

不明

(3) 連絡機関

なし

(4) 相談内容

障がい者の定義、怪我人は障がい者に含まれるか否か、相談窓口の所在、24時間対応の有無等について質問し、怪我人が障がい者に含まれないことや、24時間対応が行われていないことに対する不満を述べる。

(5) 障がい福祉課の対応

担当者が項目ごとに回答。

(6) 処理結果

特になし。

## 市町の障害者差別解消法に基づく体制整備の状況

		平成 28 年 2 月 16 日 時点	平成 28 年 8 月 1 日 時点	平成 29 年 1 月 1 日 時点	平成 29 年 4 月 1 日 時点
職員対応 要領の策定	策定済	1	19	21	25
	策定予定	18	4	4	4
	未定	10	6	4	
	予定なし				
相談窓口 の設置	設置済	1	23	26	29
	設置予定	18		1	
	未定	10	6	2	
	予定なし				
地域協議会 の設置	設置済		5	6	18
	設置予定	8	3	6	
	未定	20	21	17	11
	予定なし	1			

### 調査結果（平成 29 年 4 月 1 日時点）

- ・職員対応要領の策定…策定済 86.2%
- ・相談窓口の設置……………設置済 100.0%
- ・地域協議会の設置……………設置済 62.1%

# 三重県障害者相談支援センターについて

## 1 業務概要

三重県障害者相談支援センターでは、市町が行う身体障がい者及び知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整などを行っています。また、身体障がい者については、補装具の処方及び適合判定、身体障害者手帳の交付を、知的障がい者については、療育手帳の判定及び交付を行っています。

そのほか、障がい者相談支援体制強化事業及び人材育成事業を実施するとともに、各障害保健福祉圏域における相談支援機能の充実、活性化を図っているところです。

さらに、平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法施行に伴い、障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置し、県障がい福祉課と連携して、使用者による虐待の通報・届出の受理や相談への対応、市町への支援を行っています。また、平成 29 年度からは、県障がい福祉課と連携しながら、障がい者差別に係る相談への対応も実施しています。

## 2 組織及び職員配置（平成 29 年 6 月 1 日現在）

所長 1 名	—	総務課 7 名（課長、事務 4 名、業務補助職員 2 名）
	—	知的障害者支援課 9 名（課長、ケースワーカー事務 2 名、技術 1 名 心理判定員 4 名、嘱託医師 1 名）
	—	身体障害者支援課 12 名（課長、看護師 2 名、嘱託医師 9 名）
	—	地域支援課 6 名（副参事兼課長、事務 4 名、技術 1 名）

## 3 主な事業実績（平成 28 年度）

身体障害者手帳交付件数 6,800 件 補装具相談交付判定 750 件  
 更生医療相談判定 300 件  
 療育手帳交付件数 2,454 件 相談件数 1,030 件 心理判定 528 件  
 県主催研修の実施 23 研修（延べ 46 日） 受講者数 2,565 人  
 三重県障害者権利擁護センターの相談・通報・届出受理件数 28 件

## 学校における障がい者の人権に係わる問題を解決するための取組

### 1 基本的な考え方

本県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現」を図っています。県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に基づき、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる子どもの育成をめざして、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の3つの観点で取組を進めています。

### 2 取組状況

三重県人権教育基本方針のもと、教育として取り組むべき人権問題の一つとして「障がい者の人権に係わる問題」を解決するための教育を位置づけ、障がい者や障がいに対する誤解や偏見をもつことなく、共生社会の実現に向けて行動できる子どもを育成する取組を進めています。

#### (1) 学習内容の充実

子どもたちが、発達段階に応じて障がい者の人権について理解を深められるよう、人権学習指導資料等を作成・配付しています。平成 28 年 3 月に配付した人権学習指導資料「みんなのひろば」（小学校高学年）では、障がいのある人もない人も共に暮らす社会をつくるためには、合理的配慮や、相互の関わり合いが必要なことを理解する学習展開例を示しています。また、平成 29 年 3 月に配付した人権学習指導資料「みんなのひろば」（小学校低中学年）では、障がい者の社会参加を保障するための工夫や支援の手立てを、体験活動をとおして学ぶ学習展開例を掲載しています。

#### (2) 教職員の資質向上

人権学習指導資料の活用促進のための研修講座を実施し、実践につながる情報提供を行っています。また、管理職および人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会の実施や、学校が開催する研修会等への指導・助言を行い、教職員が「障害者差別解消法」の主旨や「合理的配慮」の必要性等を正しく理解し、人権教育を進められるようにしています。

#### (3) 「障害者差別解消法」に基づく職員対応要領について

県教育委員会は、平成 28 年 3 月、県教育委員会事務局および県立学校職員を対象とした対応要領を策定し、周知しました。この対応要領では、学校教育分野における「障がいを理由とする不当な差別的取扱い」および「視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らす」等の「合理的配慮」の具体例を示しています。また、小中学校の教職員を対象とした対応要領の策定にあたっては、今後も、各市町等教育委員会に情報提供や必要な支援を行います。

### 3 今後の対応

「障がい」は社会的障壁によって作り出されるものであるという「社会モデル」の考え方に基づき、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現に向け、人権学習指導資料等を活用し、障がい者の人権について理解を深める教育を進めていきます。

## 特別支援教育の推進

発達障がい等特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は多様化しています。

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、適切な指導と必要な合理的配慮等を行うため、個別の指導計画等を作成するとともに、学校間で必要な支援情報を確実に引き継ぎ、一貫した支援を行う体制の充実を図る必要があります。

### 1 早期からの一貫した支援の推進

#### (1) パーソナルカルテの活用

特別な支援を必要とする子どもたちへの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ※1の活用を促進する必要があることから、市町教育委員会が開催する研修会等において、パーソナルカルテの機能や引継ぎの必要性について説明するとともに、市町教育委員会を通じて未活用の学校に対して活用を働きかけています。

三重県教育ビジョン（成果指標）	H27	H28	目標値（H31）
公立小中学校の特別支援学級において、パーソナルカルテを活用している学校の割合	59.2%	70.7%	100%

（三重県教育委員会調べ）

※1：「パーソナルカルテ」：本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式のもの。

#### (2) 教員の専門性の向上

発達障がいのある子どもたちへの指導・支援に係る専門性の向上と指導者の育成を図るため、通級による指導担当教員等を対象とした研修講座（平成 28 年度：10 講座・58 人）を実施しています。

また、特別支援学校は、センター的機能として地域の小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別に応じた指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修支援、および教育相談等を実施しています。



## 2 特別支援学校のキャリア教育の推進

企業経験豊かな外部人材（平成 29 年度：事務局にキャリア教育マネージャー 1 人、特別支援学校にキャリア教育サポーター 3 人を配置）を活用して、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を進めています。

また、企業や関係機関と連携した技能検定（平成 29 年度：清掃 2 回 看護・介助業務補助 1 回）等を開催し、一般企業への就職を希望する生徒の進路希望の実現につなげています。

さらに、児童生徒の発達段階に応じて、育みたい能力や態度に考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用を進め、指導方法の工夫や教育内容の充実を図っています。加えて、「C o t t i 菜」や関係部局、関係機関との連携により、障がい者雇用の促進を図っています。

【平成 29 年 3 月末現在】

特別支援学校高等部の一般企業就職希望者（76 人）の就職率	100%
-------------------------------	------

平成 28 年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【平成 29 年 3 月末現在】

	一般企業	福祉関係※2	進学	その他※3	合計
内定者数	76 人	159 人	3 人	7 人	245 人

※2：就労継続支援 A 型事業所（障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所）22 人を含む。

※3：医療機関等

三重県教育ビジョン 全体指標	H27	H28	目標値 (H31)
県立特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合（累計）	37.5% (6/16)	62.5% (10/16)	100%

## 3 特別支援学校の整備

児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の課題に対応するため、三重県特別支援教育推進基本計画に基づき、特別支援学校の整備を進めています。

平成 29 年 4 月開校

- ① 県立特別支援学校東紀州くろしお学園本校（熊野市金山町）
- ② 県立かがやき特別支援学校草の実分校・あすなろ分校（津市大里窪田町）

平成 30 年 4 月開校予定の県立松阪あゆみ特別支援学校（整備地は松阪市久保町）については、児童生徒、保護者をはじめ、地域住民等関係者への丁寧な説明や情報共有を行うなどして、児童生徒が安心して通うことができるよう整備を進めます。

## 障がい者雇用の促進に関する取組の概要

## 1 県内の民間企業における障がい者の雇用状況等について

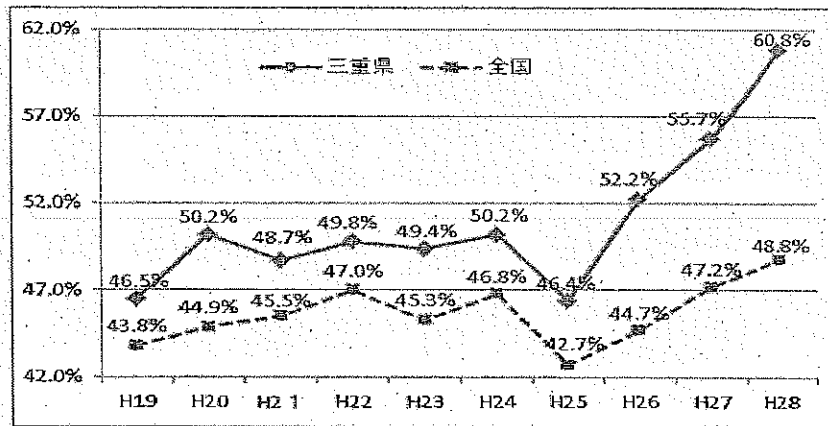
平成28年6月1日現在の県内民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合は60.8%で、対前年比5.1ポイント増と都道府県別では全国1位の伸びとなっています。

また、障がい者の実雇用率は、2.04%となり、法定雇用率の2.0%を初めて超えることができました。

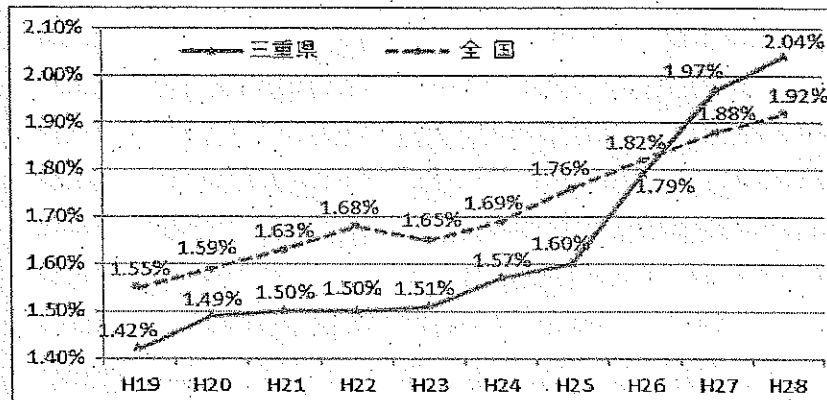
なお、平成29年5月30日に、厚生労働省の労働政策審議会は、民間企業の障害者雇用率（法定雇用率）を、平成30年4月1日から当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%とすることを厚生労働大臣に答申しました。厚生労働省では、今後、この答申をふまえた政令改正等を行い、障害者雇用率を改定する予定です。

県では、県内企業約11,000社を対象に、「平成29年度障がい者雇用・定着実態調査」を実施しているところです。その結果をふまえ、今後の障がい者雇用及び定着の促進に関する施策について検討していきます。

○法定雇用率達成企業割合の推移（全国比較）



○障がい者の実雇用率の推移（全国比較）



## 2 障がい者雇用に関する取組について

### (1) 障がい者の雇用支援

- ① 企業間の主体的な取組を支援する「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」への登録企業数は、平成 29 年 6 月 1 日現在、199 社となっています。月刊のメールマガジンによる情報提供や、障がい者雇用を積極的に進めている企業の見学会の開催、企業・福祉・特別支援学校の関係者が参加する「産・福・学」障がい者雇用情報交流会の開催などにより、企業間における情報交換や交流を進めています。
- ② 三重労働局等の関係機関と連携し、企業と障がい者のマッチングの場の設定（障がい者就職面接会）や、障がい者雇用優良事業所の表彰による優良事例の普及、セミナーの開催による企業における人材育成の支援などにより、障がい者の就労の場の拡大及び職場定着の促進に取り組んでいます。
- ③ 障がい者雇用アドバイザーが企業訪問を行い、障がい者雇用に関する情報を提供することや、就労支援機関と繋ぐことにより、企業における障がい者雇用の取組を支援しています。

### (2) 職業訓練による障がい者の就労に向けた支援

- ① 障がい者の円滑な就労移行を促進するため、地域の企業等において、就職がある程度前提として、障がい者の能力や適性などに対応する「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を支援しています（期間は最長 3 か月）。平成 28 年度の受講者数は 33 人（うち平成 27 年度からの繰越分 8 人）、就職者数は 21 人でした。
- ② 津高等技術学校 OA 事務科において、身体障がい者を対象として、IT 化時代に対応した事務能力を身に付けるため、OA 機器の操作や簿記及び会計の基礎等の訓練を行っています（期間は 1 年）。平成 28 年度の入校者数は 8 人、就職者数は 4 人でした。

### (3) ステップアップカフェを活用した障がい者雇用の理解促進

平成 26 年 12 月にオープンしたステップアップカフェ「Cotti 菜」は、障がい者がいきいきと働く姿を企業や県民の皆さんに紹介し、障がい者雇用についての理解を深め、障がい者だけでなく社会全体の意識や行動もステップアップしていくことをめざしています。総来店者は、延べ 6 万 6 千人を超えました（平成 29 年 5 月末現在）。

#### ① 訓練の場

特別支援学校等の職場実習やインターンシップを受け入れています。これまでに、延べ 18 人の実習生等を受け入れました（平成 29 年 5 月末現在）。

また、「Cotti 菜」は、雇用契約に基づく一般就労の事業所ですが、平成 27 年度及び 28 年度の 2 年間に、スタッフの中から 2 人の障がい者が新たな一般就労の職場へステップアップしました。

② チャレンジの場

障がい者就労支援事業所等で作られた商品の展示・販売を通じて、商品のブラッシュアップや製作意欲の向上につなげています。これまでに、49事業所170点の商品を取り扱いました（平成29年5月末現在）。

③ 交流の場

障がい者が働くことへの理解を深める場として、企業や県民の皆さんとの交流イベント、C o t t i菜見学ツアーなどを実施しています。

新たな交流の取組として、平成28年12月にステップアップ大学を開校しました。毎月第2金曜日の午後6時30分から約1時間、“C o t t i菜で「知る」”の授業を行っています。県内で働く障がい者が話し手となって、仕事の様子や普段の生活、就職するまでの思いなどを話すとともに、参加者からの質問に答えています。障がい者ご本人やご家族、支援者、企業関係者などさまざまな方々に参加していただき、「障がい者が働くこと」について知る、考えるきっかけとなることをめざしています。また、企業を対象とした障がい者雇用に関するミニ講座を不定期で開催しています。



ステップアップカフェCotti菜(こっちな)は、三重県の障がい者雇用の推進に向けた取組として、2014(平成26)年12月24日(水)にオープンしました。三重県の「ステップアップカフェ運営事業」として、社会福祉法人朋友(ほうゆう)が運営しています。

Cotti菜は、実習訓練の場であるとともに、障がい者がいきいきと働く姿を企業や県民の皆さんに見ていただき、障がい者が働くことについて考え、理解を深めていただくことを目的としています。



— 「新鮮」「安心」「無農薬」が Cotti 菜のこだわり —

Cotti 菜では土を使わない水耕栽培で水と酸素をたっぷり吸収して育った野菜を使用しています。そんな栄養満点の野菜を採りたて新鮮で提供するサラダバーや特製スムージーは Cotti 菜自慢のメニュー！

また、野菜エキスを豊富に含んだ Cotti 菜カレーや、栄養バランスを考えた定食やうどんなどの和食も大人気です。



ステップアップカフェCotti菜(こっちな)

- 〒514-0061 三重県津市一身田上津部田 1234  
三重県総合文化センター 男女共同参画センター「フレンテみえ」1階
- 営業/9:00~17:00
- 定休日/月曜日(祝休日を除く)およびフレンテみえ休館日
- 交通アクセス  
津駅(近鉄名古屋線・JR 紀勢本線・伊勢鉄道)西口で下車ください。  
・津駅西口からは、三重交通バス 約 5 分  
総合文化センター行「総合文化センター前」または「総合文化センター」下車  
夢が丘団地行「総合文化センター前」下車  
・津駅西口からは、徒歩で 約 25 分です



営業のお問い合わせ・ご予約 **電話・FAX 059-233-1233**(Cotti菜)

【ホームページ】 <http://www.cottina.jp/cottina.html>

【Facebook】 <https://www.facebook.com/stepupcafe.cottina/>

## ステップアップカフェ 3つの機能



### カフェ 訓練の場

いきいきと、働いています

障がい者が働くカフェレストランとして、営業しています。  
フロアスタッフは障がい者が中心です。

～障がい者の職場実習、インターンシップを受け付けています～

飲食業・接客業への就職をお考えの方だけでなく、「働くこと」を体験  
したい方も受け入れています。まずはお問い合わせください。



### ブラッシュアップ<sup>o</sup> チャレンジの場

いいもの、そろえています

三重県内の障がい者就労支援事業所等で作られた商品を展示・販売  
しています。添加物の入っていないパン、クッキー、手作りの生活用品や雑貨、  
陶芸作品など、「いいもの」を取り揃えています。

新規取扱を希望される事業所様からのご相談は、随時対応させていただきます。  
まずはお問い合わせください。



### コーディネート 交流の場

見る、聞く、話す、感じる

障がい者雇用(障がい者が働くこと)への理解を  
深める場として、県民や企業と障がい者との交流  
イベントなどを実施します。



～Cotti菜見学ツアー～

Cotti菜を知っていただくミニツアーを随時開催しています(※要事前申込)。  
ランチのあと、県からCotti菜についての説明をさせていただきます。

詳しくは三重県ホームページをご覧ください。

(検索サイトで「Cotti菜見学ツアー」と検索)



【チラシ発行元／ステップアップカフェ運営事業についてのお問い合わせ】

三重県雇用経済部雇用対策課障がい者雇用班 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

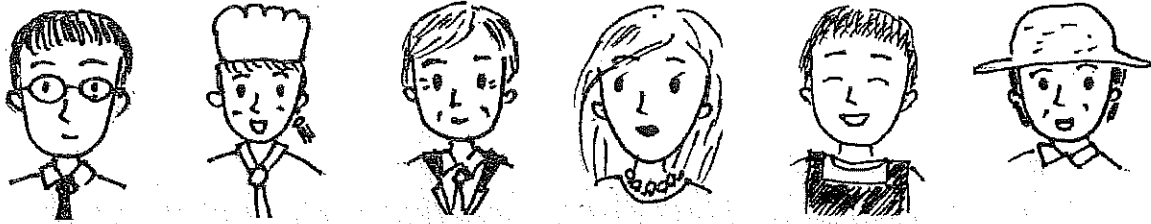
電話 059-224-2510 FAX 059-224-2455 メール [koyou@pref.mie.jp](mailto:koyou@pref.mie.jp)

(2016.4月作成)

H29. 7~9月の授業

# ステップアップ大学

「障がい者が働くこと」をかんがえる



☆入学試験 → ありません。どなたでも入れます。

☆テスト・宿題 → ありません。「授業」に参加するだけでOKです。

☆授業料 → 無料です。ドリンク代(380円)を当日払ってください。

☆場所 → ステップアップカフェCotti菜(こっちな)の店内です。

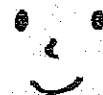
(津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター男女共同参画センターフレンテみえ1階)

Welcome  
大歓迎!  
通りすがりの参加 初心者 学生さん

OKです!  
1回だけの参加 遅刻、早退 お子さん連れ

ご遠慮なく!  
「意見は言えないんだけど…」  
→ (“きくだけバッジ”あります)  
障がい者雇用の関係者のかたもどうぞ

「障がい者が働く」(大変そう…)  
「障がいを理解する」(難しそう…)  
いえいえ、そんなことばかりじゃありません。  
「障がい者」とひと言で言っても、できること、できないこと、趣味、好きな食べ物、  
1人1人違います。  
まずは、1人の障がい者の方を「知る」ことからはじめませんか。  
聴くだけで結構です。  
ご質問は自由です。  
お待ちしております。



<お問い合わせ・お申込み> 三重県雇用経済部雇用対策課 障がい者雇用班

電話 059-224-2510 FAX 059-224-2455 メール koyou@pref.mie.jp

# ステップアップ大学の授業 (H29. 7月～9月)

いろいろな人が授業に参加して、小さな発見をしてもらえたらうれしいです。



## Cotti 菜で「知る」

8月は第3金曜

第2金曜18:30～19:30 (7月14日、8月18日、9月8日) ドリンク代380円

三重県内で働く障がい者が、仕事のこと、普段の生活のこと、今の仕事につくまでのことなど、いろいろ話します。参加者から質問もお受けします。障がい者、障がい者の家族、企業関係者、学校や福祉関係者、関心のある県民の皆さん、どなたでもおこしください。

事前予約は不要です。 ※手話通訳・要約筆記をご希望の方は、2週間前までにご連絡ください。

7月14日 村田浩之さん

(脊髄小脳変性症)

住友電装株式会社

30歳過ぎで全身の運動神経が徐々に麻痺する難病と診断された村田さん。20年経ち車いすに乗るようになった今も、働き続けています。働き続けるためにした工夫、職場からの配慮、お仕事以外に取り組んでいる活動のことなどを話していただきます。

8月18日 渡辺聡太郎さん

(左下腿切断)

NTN株式会社 菜名製作所

20歳で左足の膝から下が義足になった渡辺さん。

現在の会社で14年間継続勤務しながら、様々なスポーツ(スノーボード、マラソン、トレイルランニング、カヌー、自転車)を通じて日々の暮らしを楽しんでいます。20歳から現在までの心境の変化も話していただきます。義足コレクションも持参、触ってみてください！

9月8日 松井さん、奥崎さん

(知的障がい)

タカノ商事株式会社

特別支援学校を卒業後、今の会社に就職した松井さんと奥崎さん。

三重県庁の清掃を担当しています。仕事のこと、好きなこと、全国障害者技能競技大会に出場したときのことなど、いろいろ話していただきます。

## Cotti 菜を「見学」

※要事前予約(原則1か月前までに)

火・水・木・金 13:00～14:30 ランチ代を実費でいただきます

4名以上の団体様からお受けします。ランチの後、Cotti 菜についての説明をさせていただきます。

このほか、企業担当者様向けの「授業」も企画予定です。

企画が決まりましたら、三重県のホームページ「ステップアップカフェ運営事業」のページにチラシを掲載します。

<http://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/89872000001.htm>